

平成28年第2回広尾町議会定例会 第3号

平成28年6月17日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第76号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第4号）について
- 3 議案第67号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第3号）について
- 4 議案第68号 平成28年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第2号）について
- 5 議案第69号 平成28年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 6 議案第70号 平成28年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 7 議案第71号 平成28年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 8 議案第72号 平成28年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 9 議案第73号 平成28年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 10 議案第74号 平成28年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について
- 11 議案第75号 平成28年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 12 議案第76号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第4号）について
- 13 発議第 3号 義務教育費国庫負担率の復元など、国の教育予算確保・拡充を求める意見書の提出について
- 14 発議第 4号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について
- 15 発委第 2号 閉会中の委員会継続調査について
- 16 発議第 5号 議員の派遣について

○出席議員（13名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 浜 野 隆 | 2番 萬亀山 ちず子 |
| 3番 北 藤 利 通 | 4番 前 崎 茂 |
| 5番 志 村 國 昭 | 6番 山 谷 照 夫 |
| 7番 星 加 廣 保 | 8番 渡 辺 富久馬 |
| 9番 小 田 英 勝 | 10番 小 田 雅 二 |
| 11番 旗 手 恵 子 | 12番 浜 頭 勝 |
| 13番 堀 田 成 郎 | |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	村	瀬	優
副	町	田	中	章
会	計	堂	場	彦
兼	出	堂	場	彦
総	務	鈴	木	俊
併	総	西	内	努
併	総	折	笠	和
併	総	山	岸	一
企	画	長	田	弘
税	務	田	中	章
税	務	平		則
住	民	齊	藤	美
保	健	大	林	勝
地	域	菅	原	樹
包	括	佐	藤	清
支	援	厚	谷	幸
セ	ン	厚	谷	幸
タ	ー	西	脇	秀
長		金	井	秀
農	林	金	井	秀
兼	町	雄	谷	幸
営	牧	道		淳
場	場	北	藤	盛
長		小	川	浩
水	産	小	川	浩
商	工	道	端	隆
観	光	今	井	啓
課				容
長				
建	設			
課				
長				
補				
佐				
上	下			
水	道			
課				
長				
兼	下			
水	終			
末	処			
理	セ			
ン	タ			
ー	長			
港				
湾				
課				
長				
国	保			
病	院			
事	務			
長				

〈 教 育 委 員 会 〉

教	育	長	笹	原	博
管	理	課	澤	田	佳
兼	学	校	澤	田	佳
学	給	食	松	田	哲
セ	ン	タ	道		尚
ー	所	長			子
長					
管	理	課			
長					
補					
佐					
ひ	ろ	お			
幼	稚	園			
長					

社 会 教 育 課 長	保 志	悟
兼 図 書 館 長	保 志	悟
兼 海 洋 博 物 館 長	保 志	悟
図 書 館 長 補 佐	奥 村 京	子

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	宮 脇 昭 道
併 書 記 長	鈴 木 孝 俊

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大 林 忠
併 書 記 長	菅 原 康 博

〈公平委員会〉

委 員 長	木 下 利 夫
併 書 記 長	鈴 木 孝 俊

〈農業委員会〉

会 長	新 海 敏 春
事 務 局 長	早 川 修

○出席事務局職員

事 務 局 長	菅 原 康 博
総 務 係 長	鎌 田 慎

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

1、議長（堀田） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日、町長から議案 1 件を受理しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4 番、前崎茂議員、10 番、小田^{おだ}雅二議員を指名します。

◎日程第 2 議案第 76 号

1、議長（堀田） 日程第 2、議案第76号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） それでは、議案第76号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第4号）について提案説明申し上げます。

本案の補正内容でありますけれども、4月18日発生の暴風による町有林復旧に伴う町有林整備費用等を計上するものであります。

第1条であります、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,886万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億9,964万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出の予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第2条は地方債の補正でありまして、地方債の追加を第2表でお示しをするものであります。

次、3ページお願いいたします。

第2表の地方債補正の追加であります。

限度額の追加でありまして、公有林整備事業債につきまして、事業費の計上に伴い限度額を追加するものであります。

町債の合計に2,800万円を追加し、9億7,210万円とするものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より補足説明をいたします。

以上で、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案はさきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

ここで、予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩します。

午前10時02分 休憩

午前11時33分 再開

本会議を再開します。

◎日程第3 議案第67号～日程第12 議案第76号

1、議長（堀田） 日程第3、議案第67号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第3号）についてから日程第12、議案第76号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第4号）についてまでの10件を一括議題とします。

本案10件は、予算審査特別委員会に付託されていたものであり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、浜頭勝議員、報告願います。

1、予算審査特別委員会委員長（浜頭） 予算審査特別委員会審査報告書。

平成28年第2回定例会において本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日、平成28年6月14日火曜、17日金曜日であります。

2、事件及び審査の結果、議案第67号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第3号）についてから議案第76号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第4号）についてまでの10件は、原案可決に決しましたことをご報告いたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第67号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第3号）についてから議案第

76号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第4号）についてまでの10件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第67号から議案第76号までの10件を一括して討論、採決することに決しました。お諮りします。本案10件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案10件は討論を省略します。

これより議案第67号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第3号）についてから議案第76号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第4号）についてまでの10件を一括採決します。

お諮りします。本案10件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとするものです。本案10件は、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案10件は委員長の報告どおり可決されました。

◎日程第13 発議第3号

1、議長（堀田） 日程第13、発議第3号 義務教育費国庫負担率の復元など、国の教育予算確保・拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

3番、北藤利通議員。

1、3番（北藤） 義務教育費国庫負担率の復元など、国の教育予算確保・拡充を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保について国が責任を果たすものであり、僻地校などが多い北海道では、教育の機会均等を保障する重要なものである。

国民生活基礎調査によると、子どもたちの貧困と格差は一層拡大し、経済的な理由によって進学を断念するなど、教育の機会均等が保障されない状況となっている。また、2016年度文科省予算では、財源不足などを理由に、義務標準法改正を伴う教職員定数改善は見送られることになった。

教育現場においては、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどの教材費を保護者が負担している。さらには、地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ている。

義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限つき採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっているため、制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を2分の1へ復元することが必要である。

住む地域に関係なく子どもたちに行き届いた教育を保障するためには「教職員定数の改善」と

「学級基準編成の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠である。

よって、国会及び政府に対し、以下のことを求める。

記。

1、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を2分の1に復元すること。

2、「30人以下学級」の早期実現と教職員定数の改善を早期に実行すること。

3、子どもたちや学校、地域の特性に合った教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。

4、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

5、経済的な理由により子どもたちが進学・修学を断念することがないように、国の責任において、教育予算を十分に確保・拡充すること。

6、「高校授業料無償制度」への所得制限撤廃を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は、下記のとおりでございます。

議決方よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第14 発議第4号

1、議長（堀田） 日程第14、発議第4号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

5番、志村國昭議員。

1、5番（志村） 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

上記意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、「働く貧困層＝ワーキングプア」の解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものである。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。

また、若年労働者数は、この10年間で3割も減少する一方で、4割が非正規雇用であり、少子化の加速によって、税・社会保障の担い手が減少し、加えて、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる道内労働者も48万人近くに増加しているのが現状である。

平成22年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は景気状況に配慮しつつ、平成32年までに時給全国平均1,000円を目指す」との合意をしており、北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、上記引き上げに向けた目標設定の合意を2年連続で表記した。最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

よって、平成28年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

1、雇用戦略対話合意に基づき、平成32年までに時給全国平均1,000円に到達することができるよう、平成27年度北海道地方最低賃金審議会答申を十分尊重し、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額882円）を下回らないよう適切な水準を確保すること。

3、最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先等は、以下のとおりであります。

議決方よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第15 発委第2号

1、議長（堀田） 日程第15、発委第2号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は、各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して事務局長に朗読させます。

菅原事務局長。

1、議会事務局長（菅原） 発委第2号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定による所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第75条の規定により申し出るものであります。

申し出者は、総務常任委員会委員長、産業常任委員会委員長、議会運営委員会委員長です。

1、調査期間は、平成28年第2回定例会終了後から平成28年第3回定例会まで。

2、調査事件、総務常任委員会、（1）、防災対策について。

産業常任委員会、（1）、町営牧場の現状と今後の対策について、（2）、商工業の現状と今後の振興策について。

議会運営委員会、（1）、議会の運営に関する事項について、（2）、議会の会議規則、委員会条例等に関する事項について、（3）、議長の諮問に関する事項について。

以上でございます。

1、議長（堀田） お諮りします。会議規則第75条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会の活動として、申し出のとおり閉会中も継続して調査できるよう提案がありました。

各委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第16 発議第5号

1、議長（堀田） 日程第16、発議第5号 議員の派遣についてを議題とします。

派遣事項については各自お手元に配付しておりますので、事務局長に朗読させます。

菅原事務局長。

1、議会事務局長（菅原） 発議第5号 議員の派遣について。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第130条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、北海道町村議会議長会議員研修会。

（1）、目的、議会活動研さんのため。

（2）、派遣場所、札幌市。

（3）、期間、平成28年7月5日から6日の2日間であります。

派遣議員は、全議員であります。

以上でございます。

1、議長（堀田） お諮りします。ただいま朗読のあったとおり、議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は提案のとおり派遣することに決しました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決しました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて、平成28年第2回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時50分